

## 平成31年度 第1回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について(農地法第5条)

議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第7号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長 只今より、平成31年度第1回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、こちらから指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 12番 筏津委員、13番 数馬委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日の欠席者はございません。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして、(4)連絡報告事項でございます。3月の農家相談会は0件でございました。その他、事務局。

事務局 それでは、別紙でございます。平成31年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 それでは、(5)議事に入ります。本日の議案につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、2ページ、3ページのとおり、7件の申請がございました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、5ページのとおり3件の申請がございました。

議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてでございますが、7ページのとおり1件の申請がございました。

8ページ、議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、9ページのとおり4件の申請がございました。

議案第5号 農用地利用集積計画については、12ページから58ページまでのとおり

136件の利用権設定と59ページ、60ページのとおり2件の所有権移転がございました。

議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。69ページのとおり1件の申請がございました。

最後に、議案第7号 農用地利用配分計画については、72ページからのとおり11件の申請がございました。

本日の議案については以上でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで承認といたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より、当番委員であります金信委員、塚根委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で調査に行っておりますので、代表して塚根委員より報告をお願いいたします。

塚根推進委員 報告します。午前中、現地調査をしてまいりました。これについては何ら問題ないということで一致しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今、報告のありましたとおり、問題はないということでございました。皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので挙手による採決を求めます。異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認といたします。

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）

議 長 続きまして、6ページ。議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてお諮りいたします。この件につきましても先ほど同様、午前10時から、同メンバーで現地の調査に行っておりますので、報告をお願いいたします。塚根委員。

塚根推進委員 塚根です。この件についても、埋蔵文化財調査ということで見てまいりましたが、なんら問題ないということでございます。以上です。

議 長 只今、報告がございましたとおり、なんら問題ないということでございます。皆さんに質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決を求めます。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても現地に行っておりますので、先程と同じく塚根委員より報告をお願いします。

塚根推進委員 塚根です。報告します。この件についても見てまいりましたが、何ら問題ないと一致しました。報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。すべての案件につきまして、問題ないということでございます。皆さんの質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、該当委員に係る案件がございますので、全体の説明を受ける前に該当委

員に係る案件を審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。12ページ番号1番から13ページ番号5番までは2番 徳田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(徳田委員 退席)

議 長 それでは、徳田委員が退席しましたので説明をお願いします。

事務局 12ページ番号1番。〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。以下記載のとおりでございます。その他、番号5番まで、合計12筆12,236㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは、質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認といたします。徳田委員の入場を求めます。

(徳田委員 入場・着席)

議 長 徳田委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして、14ページ番号6番から8番の〇〇〇〇 〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので、藤井委員の退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局。

事務局 14ページ番号6番。〇〇〇〇〇〇〇の3筆4,038㎡でございます。その他、以下記載のとおりでございます。番号8番まで、合計いたしまして6筆10,776㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きまして、15ページ番号9番から18ページ番号18番までは16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷美智雄委員 退席)

議 長 事務局。

事務局 15ページ番号9番でございます。〇〇の1筆644.77㎡の賃借権設定でございます。その他18ページ番号18番まで、合計いたしまして13筆6,288.77㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので挙手を求めます。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで、異議なしということで承認いたしました。

(西谷美智雄委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認されたことを報告いたします。続きまして、18ページ番号19番、43ページ番号92番は17番 原田

委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 事務局。

事務局 18ページ番号19番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆1,906㎡の賃借権設定でございます。その他43ページ番号92番とあわせまして、合計4筆9,104㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、原田委員の案件につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、採決に入ります。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きまして、18ページ番号20番は19番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 事務局。

事務局 18ページ番号20番でございます。〇〇〇〇〇〇の3筆2,010㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら挙手による採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認といたします。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。続きまして、19ページ番号21番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議 長 事務局。

事務局 19ページ番号21番でございます。〇〇〇〇〇の1筆856㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員異議なしということでございますので承認といたします。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ。只今の案件につきましては承認されたことを報告いたします。続きまして、42ページ番号89番は10番 河本委員に係る案件でございますので、河本委員の退席を求めます。

(河本委員 退席)

議 長 事務局。



事務局 42 ページ番号 89 番でございます。〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆 2,567 m<sup>2</sup>の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは、質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員異議なしということでございますので承認いたします。入場してください。

(河本委員 入場・着席)

議長 只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして、43 ページ番号 90 番、91 番は 12 番 筏津委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議長 事務局、説明してください。

事務局 43 ページ番号 90 番でございます。〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆 2,138 m<sup>2</sup>の賃借権設定でございます。その他、番号 91 番とあわせまして、合計 2 筆 4,917 m<sup>2</sup>の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認いたします。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 筏津委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議が終わりましたので、引き続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局、説明してください。

事務局 12ページに今回の利用権設定各筆明細等集計表がございます。田、畑、樹園地の合計面積は379,275.14㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては12ページ番号1番から58ページ136番まで記載のとおりでございます。

所有権移転関係にいきます。所有権の移転を受ける者：〇〇 〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇〇 〇〇〇〇。移転する土地等につきましては記載のとおりでございます。2,163㎡で40万円。1反あたりですと184,928円でございます。以下記載のとおりでございます。

60ページでございます。所有権の移転を受ける者：〇〇〇 〇〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇 〇〇〇。移転する土地等につきましては記載のとおりでございます。6,881㎡で210万円になりますので、10aあたりですと305,188円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては61ページから66ページ記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては67ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、議案第5号について説明がございました。全体につきましてはの質疑を求めます。何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので、議案第5号につきましては承認いたします。

#### 議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましても本日午前10時より、先程メンバーで現地の調査に行っておりますので、代表して塚根委員より報告をお願いします。

塚根推進委員 塚根です。報告します。現地視察しましたところが、畑の奥が立木とかありまして、荒れとるということで、最高額の3万円が適当でないかということで一致しております。以上です。

議 長 只今、説明がございました。畑の奥が山になっておりまして、その木がかなり畑に入り込んで、これを伐採して抜根してすると、到底3万円じゃできませんけども、最大限3万円しかありませんので3万円ということで、今、報告がございました。只今の案件につきまして、皆さんで何かご意見・ご質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認といたします。

#### 議案第7号 農用地利用配分計画について

議 長 議案第7号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。本日の農用地利用配分計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員の案件を審議させていただきますので、ご承認をお願いいたします。それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席を求めます。72ページ番号1番、2番は13番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは、事務局、説明してください。

事務局 利用配分計画案について、倉吉市長から協議がありましたので本会の意見を求めるものでございます。72ページ番号1番。権利の設定を受ける者:〇〇 〇〇。権利を設定する土地等につきましては以下記載のとおりでございます、番号2番と合わせまして、合計12筆21,315㎡の賃借権の配分計画案でございます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、皆さんからご質問・ご意見ありませんか。はい、2番 徳田委員。

2番 2番 徳田です。配分計画でございますけれども、これはどのような格好で、一旦、中間管理機構に各個人さんが出されて、それを市が、認定されとる地域の人に対して、登録しておられる認定農業者に対して配分するという格好

ですか。どういう協議になつとるのでしょうか。ちょっと聞いてみたい。

議 長 何年も前からずっとやっとして、わからんの。

2 番 いやいや、そこをもう一度確認。

議 長 もう何年もになるよ。なら、中本くん。

農林課 徳田委員が言われるように、土地所有者の方が一旦、担い手機構に、基本的には10年以上の貸し付けをされて、そこから機構が受け手、担い手となられる方に貸されるという形になっております。

2 番 ちょっと、その件で聞きたいです。それぞれ、先回も確かあったと思うんですけど、一応確認の意味で。認定農業者の方が借り手という格好で登録しておられる。たぶん、皆さん知っておられると思うんですけど、地区ごとに、それがあがる程度、自分たちも再確認の意味で知らせていただければと思うです。真っ先に掛かってくるのが、上北条の場合は、農事組合なりそれぞれの関係に、土地を貸したいとかそういう申し出があるんです。それを受けて、上北条では、農事が調整をやったり、大きなところは農事組合の協議会が協議をして、地区内の認定農業者の方と話を交えて話をするんです。ですが、今の中間管理機構の関係というのは、どういうふうな関係で調整が図られてくるのか、そこらへんが聞きたいというところです。

議 長 別に情報を入れとかんでも、貸し出す人と借りる人が、お互いがマッチングした時に、中間管理機構に通しましょうかということで通せばいいことであって、そしたら農林課から中間管理機構を通して、きちっと地主と中間管理機構が契約されて、今度は担い手と契約される。お互いが、例えば、あなたが貸し手、私が借り手で話をしといて、それを農林課に持って行って、中間管理機構を通してくださいよって言えばそれで済むこと。簡単なことです。

2 番 わかりました。

4 番 農事組合として情報が欲しいって意味じゃないの。

議 長 だけど、担い手として、農地が出たら借りたいでって申込みしとる人はあんまりおらんと思う。なかなか。個人情報を入れて、それから農林課通してする人の方が結構多いみたいです。例えば、今まで契約した人が、更新が来たから今度は中間管理機構を通してしよかいなって人もかなりある。〇〇さんたちがその例だが。最初は個人同士で契約しとったものを、2回目以降の更新についてはみんな中間管理機構を通してやっとしてというようなことです。

その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、數馬委員に係る案件につきましては、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。承認いたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、承認されましたので報告します。それでは、該当する委員につきましては審議が終わりましたので、その他の案件につきまして審議を行いますので、説明してください。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、72ページから86ページのとおりでございます。11件の配分計画でございます。88ページからは農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等を記載しております。以上について、本会の意見を求めるものでございます。

議 長 只今、事務局より説明がございましたが、皆さんで質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。

11番 ○○○○さんと○○○○○○○さんですか。こっちに来られたのは最近でしょうか。概略でいいですから、情報として教えていただけたらと思います。

議 長 ○○○○というのは何年も前から○○○の畑で、キャベツや枝豆を作りに行っておりました。その業者がこの度、○○の改良区の畑、いわゆる○○○○が撤退したあとを借りて、2社とも、そういう形です。それについては12番の篠津委員が○○の理事長で大変苦勞をしておりましたが、担い手機構とか農林課等と何回か話し合いをして、この2社に決まったようでございます。よろしいですか。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、議案第7号につきまして採決を求めます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので、議案第7号 農用地利用配分計画につきましては承認いたします。

(6) その他

議長

それでは、日程(6)その他に入らせていただきます。別冊をご覧ください。

事務局

(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。2ページでございます。①届出者：〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。転用目的は農作業所でございます。届出地、位置図等は以下記載のとおりでございます。3ページ②でございます。〇〇〇 〇〇〇〇さんからの届出でございます。こちらも農業用倉庫でございます。届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。

(2) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。今回、10件ございますのでご説明させていただきます。まず①。鳥取県の発注工事に伴う仮設道路用地として使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等は以下記載のとおりでございます。5ページ②でございます。倉吉市発注の工事に伴う発生土の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等につきましては記載のとおり、ご確認ください。6ページ③でございます。倉吉市の発注工事に伴う工事用資材の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。7ページ④。倉吉市の発注工事に伴う仮設道路として使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等は以下記載のとおりでございます。8ページ⑤。鳥取県の発注工事に伴う施行ヤードとして使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。9ページ⑥でございます。鳥取県の発注工事に伴う仮設道路として使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。10ページ⑦。鳥取県の発注工事に伴う掘削土砂等工事用資材の仮置場として使用するものでございます。転用期間を延長しております。届出地、位置図等につきましては記載のとおりでございます。11ページ⑧。鳥取県の発注工期に伴う掘削土砂等工事用資材の仮置場として使用するものでございます。こちらは昨年10月に報告済みの工事の期間延長でございます。転用期間、届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。12ページ⑨。倉吉市の発注工事に伴う仮設道路として使用するものでございます。転用期間、届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。13ページ⑩でございます。鳥取県の発注工事。既存道路を拡幅して仮設道路として利用するものでございます。こちらは転用期間の変更でございます。届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。以上が許可を要しない届出についてでございます。

続きまして、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。ご説明申し上げます。この度、6件のあっせんの申出がございました。まず、15ページ①。〇〇〇〇。土地の所在地は〇〇〇の1筆1,234㎡で、賃貸借または使用貸借のあっせん希望でございました。16ページ②。〇〇〇〇さんからの相談でございます。10筆14,456㎡の売買のあっせん申出でございました。18ページ③。〇〇〇〇〇〇さんからのご相談でございます。6筆5,359㎡の売買もしくは賃貸借のあっせん申出でございました。括弧書きで記

載しておりますが、一部賃貸借の期間が残っているものもございますが、売買、その後の賃貸借のご相談でございます。19ページ④。〇〇〇〇〇さん。こちらは6筆5,022㎡の売買のあっせん申出でございます。一部賃貸借等ありますが、期間満了を待たずに解約して売買というようなご相談でございます。20ページ⑤。〇〇〇〇さんからの1筆923㎡の売買もしくは賃貸借のあっせん申出でございます。最後に⑥。〇〇〇〇さん。相談者のご親族の方の所有のものですが、売買、賃貸借のご相談でございます。3筆2,456㎡のあっせんの申出がございます。以上、6件のあっせん申出がございました。先月も言いましたけども、あっせん活動につきましては、活動日誌を出していただければ上乘せの報酬の対象になりますので、後ほど、あっせん委員に活動日誌の白紙を配らせていただきます。あっせん委員の選任についてよろしく願いいたします。

議 長 今、石賀くんが言いましたように、特別に予算が組んであるようでございますので、あっせん等で動いた時間もきちんと書いていただいて日報を出されれば、年度末に報酬が別途にお支払いできるようになっておりますので、あっせん委員の方は是非とも頑張ってください。それでは、あっせんにつきまして、まず①、〇〇〇。涌嶋推進委員が立候補されます。1人でいいでしょ。

涌嶋推進委員 1人でいいです。

議 長 続きまして②は〇〇の〇〇です。田んぼは〇〇の〇〇と〇〇になります。これは、担当地区は山本委員ですか。1人でよろしいですか。

4番 なら、〇〇2ヶ所を私がして、〇〇は山本さん。オッケーですか。

18番 仕方がないからします。

議 長 次の③は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。こんなも〇〇ですので山本委員です。

18番 会長もしていただけないでしょうか。

議 長 会長え。まあ昔からの知り合いだけしたろかいな。こないだ電話していろいろ聞いたけど、法が高くて畦が5mか6mあるだけ。中山間地に入る。ちょっとえらい所です。苦勞すると思います。

次、④〇〇〇。手を上げられました、徳田さんですか。

2番 はい。

議 長 1人でよろしいですか。

2番 いや、高見さんにもお願いできれば。

- 議 長            はい。高見さん。次、⑤〇〇だな。〇〇の〇〇〇〇の橋の下だ。〇〇〇の田んぼの上だ。田倉委員だな。よろしく。  
                  次の⑥は〇〇〇で、藤井さんでいいかいな。
- 9 番             いえ。鐵本さんにお問い合わせきたらと思うですけど。
- 議 長            なら、鐵本さん。
- 1 1 番            はい。
- 議 長            それでは、あっせん委員も決まりましたんで、(4)農地等あっせん活動の状況について報告をお願いします。22ページ①は藤井委員。
- 9 番             藤井です。〇〇さんに直接会いに行きまして、それで、いろいろ話をしまして、条件が合えば貸してあげるみたいな言い方をしなつて、原田委員さんが近く作ってもらえますし、同級生だつて言われたもんでお願いしたんですけど、今年はや付けがもう決まっちゃつとるし、これから種蒔きしたりして大変だけつていうことで、来年はどうですかつて言つたら、今年一年、もう一年頑張つて草刈りしたりして、なら、本人さん、〇〇さんが、来年話しましつてつてことつて言つとりますので。以上です。
- 議 長            なら、令和2年になつたら原田さんが作付けするつていう。
- 9 番             決定じゃないですけど。
- 議 長            予定。予定で頑張つていただくつていうことつて。では次の②は河本委員。
- 1 0 番            耕作者と地権者の行き違いがあつたようつてして、元通り、要するに、申請を取り下げるとつていうことつてでした。以上です。
- 4 番             わが作るつてか。
- 議 長            前作つとつた人が作るつてしょ。
- 1 0 番            そうそう。現状通りつちゅうことつてです。
- 議 長            次、(5)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。お願いします。
- 事務局            23ページでございます。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。これは31年度の目標及びその達成に向けた



活動計画（案）と併せて、全ての農業委員会が作成してホームページ等で7月頃までに公表するようになっておりますので、こちらの案を作成させていただきました。23ページでございますが、農業委員会の状況でございます。3月31日現在について記載しておりますので、ご確認お願いします。24ページには担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。25ページは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の関係でございます。26ページには遊休農地に関する措置に関する評価、27ページには違反転用への適正な対応、それから、28ページ以降につきましては農地法3条の処理件数や転用に関する処理件数等を記載しております。31ページには31年度の目標及びその達成に向けた活動計画を33ページまで記載しております。特に33ページの遊休農地に関する措置につきましては、上の現状のところですが、現在、遊休農地は50.3haでございます。2のところですが、これを31年度の目標につきましては5haの解消に向けて活動していくということで、計画をしております。以下記載しておりますのでご覧いただけたらと思います。

続きまして、(6)その他。条例改正につきましてでございます。34ページに、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例がございまして、こちらに農業委員会の委員の月額報酬に加えて、加算額、活動実績に応じて別に定める額を加算することとなります。35ページに要綱を付けております。第3条におきまして、活動に応じた加算額は日額5,000円としております。第4条に、加算額の支給を受けようとする委員等は対象活動の内容・場所等について倉吉市農業委員会に報告するものとするとしておりまして、36ページに日誌を付けております。本日、あっせん委員の皆さん、お決まりになりました皆さんについては日誌を代表の方にお配りしておりますので、こちらを出していただいて、記入していただければ、日額5,000円を報酬に加えてお支払いすることとなります。以上でございます。それにあわせて、ファイルをお配りしております。従前の活動記録カードも、活動された場合に記録していただいて、随時提出をお願いしたいと思っております。

次に、倉吉市を舞台にしたウェブコミック連載についてということで、これを入れておりますけれども、こちらの舞台になるのが、高城地区になるようできて、ホンダの耕耘機のプラモデルの発売を機に「みのりの大地」というウェブコミックを毎月1日に更新するということです。スマホでも見れますので、皆さん、ご覧いただけたらと思います。

あと、緑の募金。羽根をお配りしておりますので、募金箱に帰りにでも入れていただけたらと思います。

最期にクールビズ。5月から。来月の会議からはクールビズでの対応になりますので、軽装で構いませんので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長

その他の項、以上でこちらからの提案はありませんが、皆さんで何かありますか。はい、河本委員。

10番

河本です。現在、倉吉のスイカ生産者の組合から、新規就農者が最近5名出てきまして、それで、3年以内に就業された方がぱっと見たら20名ぐらいあ

るんです。そういう方が土地をあっせんしてほしいという希望がちょこちょこ出とるわけです。それで、現在、要望と面積、規模、条件等を組合長に出してくれと、そういう形で相談があった時には紹介しますからちゅうことで言っております。だから、なんか空き地でスイカを生産できるようなところがありましたら、私でもいいですし、筏津委員さんもスイカの役員されとりますんで、報告していただいたら。それと、または、倉吉のスイカ生産組合にでも連絡していただいたらと思います。組合長から、お願いしますっちゅうことでしたので。以上です。

議 長 他にありますか。はい、2番 徳田委員。

2番 それと関連してですけど、ちょっとお聞きしたいですけど、ここの久米ヶ原の土地改良区の遊休農地等の解消対策の中に、農協、それから久米ヶ原土地改良区、全て入った組織がありますね。ここにも話はされとるか。

議 長 はい、小谷委員。

小谷俊一推進委員 もちろん。今、市のスイカのプロジェクトチームちゅうのを作って、遊休農地の解消と、県、市、全部でそういうので土地の確認をずっとやっとするはずですけど。直接、河本さんにスイカ組合からそういう話が行くっていうのもおかしな話です。

10番 そのへんは役員さんのほうがよう知っとるかもわからん。

12番 それ以外にあったらちゅう話です。そこだけじゃなくって、他の場所もあるんで。就農される方が、久米ヶ原以外にも。

議 長 だけ、久米ヶ原の畑以外でも探してほしいっちゅう意味じゃないか。

12番 そうそう。

議 長 はい、徳田委員。

2番 確かに増やされることは良いことなんですけど、スイカなんか灌水施設がないと、はっきり言ったら、いや、どこもあるとは言われるけど、例えば、まあ、今、探しよんなるところはどこでもあるところを探しとると思うんですけど、先ほど言いなるように、土地の出し手ちゅうのは、そういうところの関係ない人も出てくると思うんですが。そういうことを考えれば、そういうところではあっせんしとんなるでしょうけど。

議 長 ハウス以外の露地は灌水ないところも作っとなります。

10番 先程言いましたように、それだから、希望の場所とか、その辺を出してもらわんと、こちらとしては探しようがない。言ったら、あっせんのしようがないということで申し入れをしております。

12番 求めに対して応じる。こちらとしましては。

議長 よろしいですか。他にありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、以上で本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時40分 閉会 —